

三労発基1019第2号
令和5年10月19日



独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長
(公印省略)

作業環境測定の記録のモデル様式の改正について

平素は、労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、標記については、作業環境管理を適切に進めるため、昭和57年2月4日上付け基発第85号「作業環境測定のモデル様式について」において作業環境測定の記録のモデル様式（以下「モデル様式」という。）を定め、以降数次にわたって内容の改正を行ってきたところです。

今般、作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第174号）により、令和5年10月1日から個人サンプリング法の対象物質等に粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）等が追加されたことから、これを踏まえ、個人サンプリング法用（粉じん用）の様式を加える等を行い、既存のモデル様式を別添のとおり改正しました。

つきましては、傘下団体、会員等に対する周知に御協力を賜りますようお願いします。